

京 都 大 学 東 南 ア ジ ア 地 域 研 究 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 東南アジア地域研究研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、東南アジア地域研究研究所の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 所長は、再任されることができる。</p> <p>5 所長は、東南アジア地域研究研究所の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左) 3 } 4 所長は、再任されることができる。<u>ただし、引き続き4年を超えることができない。</u> 5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和7年達示第43号) この規程は、令和7年7月22日から施行する。</p>